

滋賀県立

精神医療センターたより

第29号 平成31年2月発行



- 感染防止対策加算2を取得しました
- 医療観察法病棟のご紹介
- 医療安全研修会の開催と医療安全推進週間について
- アルコール依存症に関する研修会 研修報告
- アクセス・受診案内



感染防止対策加算2を取得しました

当センターでは、平成30年9月より県内の精神科病院で初めて感染防止対策加算2の施設基準を取得しました。

この取り組みとしては、週1回の感染対策チーム(ICT:Infection Control Team)による院内ラウンド、他の加算取得病院と年4回の合同カンファレンスの開催などがあります。これらの活動を通して、感染対策の評価・改善を行い、院内感染の発生を未然に防ぎ、患者様が安心して医療を受けられる環境を整えていきます。



▲手指消毒の指導中



▲松崎リーダーを中心に
ICTラウンド中



▲医療廃棄物の分別確認

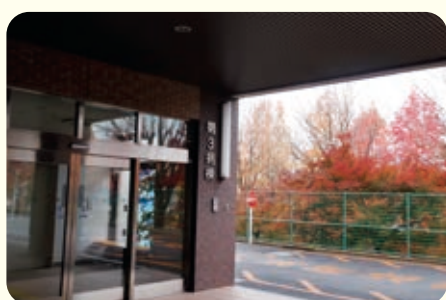


♥ 医療観察法病棟のご紹介

当センターの医療観察法病棟について

医療観察法病棟は、医療観察法に基づく入院医療を行う専門病棟です。地上2階建て、病床数23床の病棟は、自然豊かな環境に恵まれている一方、電気錠による二重扉の玄関や24時間体制での警備員配置、監視モニターの設置や無断退去対策など、国のガイドラインに基づく高い安全管理とセキュリティ対策をとっています。また、対象者1人に対し医師・看護師・臨床心理技術者・作業療法士・精神保健福祉士の5職種で構成された多職種チーム(MDT:Multi Disciplinary Team)で対象者の社会復帰に向けた治療・介入を実施しています。

“対象者よし、支援者よし、地域よし、三方よし”



▲第3病棟入口



▲朝のつどい



▲病室

当センターにおける医療観察法病棟の状況

医療観察法は平成15年に公布され、翌年の7月に施行されました。平成30年4月現在、全国の指定入院医療機関の指定数は、33ヶ所(833床)、指定通院機関の指定数は、3,524ヶ所となっています。

当センターは同法施行から9年後の平成25年10月に開棟し、近畿圏へ退院される方を中心に5年間で退院者を含めた50名の対象者を受け入れてきました。この間、重大な事故の発生はありません。

司法精神科主任部長より

今年の4月から第3病棟の管理医となった柴崎です。この病棟の患者様は今まで何度か入院を繰り返していた方や治療が中断しがちであった方が多く、充実した医療スタッフの下、全国的にも共通した新しいやり方で治療に取り組んでいます。着任して既に10ヶ月ですが、多職種でチームを組んでの治療、早期からの地域移行を考えた治療、クロザリルを使った治療等、私自身、改めて目を見開かれる経験を日々させてもらっています。ここでの治療経験は外来や従来病棟の患者様の治療にもおおいに役立つものと感じています。

また、どうぞよろしくお願ひ致します。

司法精神科主任部長 柴崎守和



注：クロザリル・・・難治性統合失調症には非常に有効だが、副作用の点から使用には制約もある薬剤

♥ 医療安全研修会の開催と医療安全推進週間について

9月に、医師・看護師を対象としたACLS(二次救命)、11月には全職員を対象に、「院内の防犯について学ぶ」をテーマに研修を実施しました。防犯についての研修は、警察官による講義と安全対策や倫理についての意見交換を行い、現場に即した新たな対策案が出されるなど、今後に生かせる研修となりました。

また、11月の医療安全推進週間では、各部署における医療安全活動をポスターや作品として病院正面玄関に展示しました。病院を利用される方に作品の評価をしていただいたところ、最も投票の多かった作品は、外来部門の作品でした。



▲ACLS研修



▲医療安全活動作品(外来)

♥ アルコール依存症に関する研修会 研修報告

アルコール依存症(以後ア症と略す)の治療拠点病院としてAMED(日本医療研究開発機構)との共催により、「ア症の治療における地域連携ガイドライン(案)検討会」を開催し、県内の支援者、当事者ら約40名が参加しました。ア症は「気づかない、(医療に)かからない、治らない」という社会認識が回復の阻害要因にもなっています。

今回の研修目的は、「本県のア症の治療のための施策に何が必要か」について、各立場からの意見を伺うことでした。結果、医療従事者を含め、多くの「この病に対する正しい認識、理解がない人」の存在と、「この病の解決方法を知る」一部の支援者の苦労が一向に報われない現状を聞くことができました。

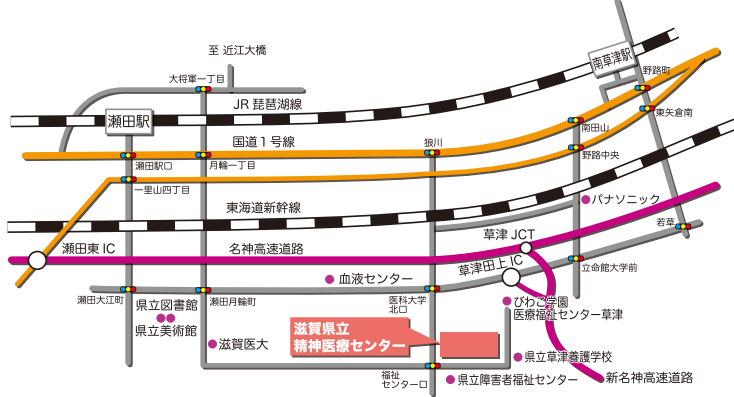
そこで、今すぐ誰もがができる大切なことをお伝えします。医療に携わるすべての人は、当事者の体験談を何度も何度も聞きましょう。聞くことは、回復を知ることや当事者の支えにもなります。「誰もが住みやすい社会を実現する」ための行動として、今すぐ自助会へ出かけましょう。

(地域生活支援部 伏田)



交通のご案内

●アクセス●



JR瀬田駅から

- バス（滋賀医大方面行き）
 - ◆「大学病院」下車 徒歩10分
 - ◆「歯科技工士専門学校」下車 徒歩5分
- タクシー 約15分

JR南草津駅から

- バス（草津養護学校行き）
 - 「県立総合福祉センター」下車徒歩1分
- タクシー 約10分

自動車

新名神高速道路
草津・田上ICから約5分



外来診療のご案内

診療日：月～金曜日

休診日：土・日・祝日・年末年始

予約専用ダイヤルにて
予約をお取りください。

	月	火	水	木	金
精神科外来	濱川 柴原（午前）	辻本 千貫	大井 松村	柴崎 大門 松村	野口
中・高生こころの 専門外来		大門 野口			
アルコール専門 外来			柴崎 千貫		大井 濱川
内科外来	松崎	松崎（午後休診 の場合あり）	松崎	松崎	松崎

※1…精神科全般：アルコールおよびその他依存症、中・高生の精神疾患、発達障害に関する診察、その他の精神科疾患の診察を行っています。（認知症の診察はしておりません。）

※2…光トポグラフィー検査については、随時受付しますのでお申し出ください。

※3…予約方法：現在受診希望者多数の為、3月分まで予約が完了しています。現在受付中の予約は4月分です。以降の予約受け付けにつきましては、該当月の予約を前月の1日から受け付けいたします。
例) 5月分の受け付けは4月1日～（1日が土日祝日の場合は以降の平日に受け付けます。）



予約専用ダイヤル：077-567-5023 でお受けしています
受付時間：平日の9時から16時まで
緊急時は、代表電話：077-567-5001へおかけください

ホームページ（<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/seishin/>）でもご覧いただけます。

〒525-0072 滋賀県草津市笠山八丁目4番25号

滋賀県立精神医療センター Tel：077(567)5001/Fax：077(567)5033

